

## 〔政治団体の会計経理〕

### 1 会計責任者の職務

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係るすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を記載しなければならないと規定しています。

#### (1) 会計帳簿の備え付けと記載（法第9条）

会計責任者は、団体の収入、支出並びに金銭等の運用に関する事項について記載する会計帳簿（収入簿、支出簿及び運用簿）を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。

#### (2) 支出の明細書、あっせんに係る寄附の明細書の受領又は請求（法第10条）

当該政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、その支出をした日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

このような支出が行われた場合には、これを会計帳簿に記載することとされているので、会計責任者も常に明細書の提出があったかどうかに注意し、その提出がないときは、直ちに請求しなければなりません。また、政治団体のために寄附のあっせんをした者は、その寄附のあっせんを終えた日から7日以内に、政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした者は、その対価の支払のあっせんを終えた日から7日以内にそれぞれ明細書を会計責任者に提出する義務を負っているので、会計責任者はその点に注意する必要があります。

#### (3) 領収書等の徴収（法第11条）

会計責任者は、1件5万円以上（国会議員関係政治団体は1円以上）のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、これを支出の証拠資料として保存しなければなりません。法の規定上、領収書等に記載すべき事項は、支出の目的、金額及び年月日です。ただし、このほかにも支出簿の記入や、政治資金監査での確認の際に宛名のほか、支出を受けた者の氏名及び住所（団体の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）の情報も必要となりますので留意してください。

なお、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者も1件5万円以上（国会議員関係政治団体は1円以上）のすべての支出について領収書等を徴し、直ちに会計責任者に送付することとなっているので、会計責任者が保存することとなります。

1件5万円以上（国会議員関係政治団体は1円以上）の支出について、領収書等を徴し難い事情がある場合（天災事変等の不可抗力による連絡の途絶え、冠婚葬祭等社会通念上領収書等を発行しない場合）は、例外的に領収書等を徴しなくてもよいとされています。

#### (4) 会計帳簿等の保存（法第16条）

会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を法第20条第1項の規定により報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

## (5) 報告書提出時の代表者に対する説明（法第19条の14の2）（国会議員関係政治団体に限る。）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。また、その際代表者から交付される確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

## 2 会計帳簿の記載事項及び記載要領（法第9条）

### (1) 収 入 簿（別紙様式1 P60～P62を参照）

- ① 収入簿には、全ての収入を記載してください。また、適宜、分冊して作成し、又は補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。
- ② 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいいます。

なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に、次のように記載してください。

- （例）宅地50m<sup>2</sup>×2万円/m<sup>2</sup>=100万円
- ③ 全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載してください。
- ④ 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲野太郎他何名分」というように記載してください。
- ⑤ 寄附〔政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が1,000円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下⑦を除き、収入簿での寄附について同じ。〕については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下⑥において同じ。）並びに当該寄附の金額及び年月日を記載してください。また、寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載してください。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載してください。

ア 「個人からの寄附」にあっては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「○○市○○町○○丁目1番1号○○会館○

⑤ 寄附〔政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体なお、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、自分が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を、当該資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に対してする寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「~~④~~甲野太郎」というように記載してください。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。）〕についても、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「~~④~~甲野太郎」というように記載してください。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

イ 「法人その他の団体からの寄附」については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載してください。

ウ 「政治団体からの寄附」については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲後援会」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載してください。なお、国会議員関係政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）にあっては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載してください。

⑥ 寄附のうち、寄附のあっせんをされたものについては、寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載してください。

⑦ 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「○○市○○町○丁目○○駅前街頭」、「○○市○○町○丁目1番1号○○会館○○の間」というように記載してください。

⑧ 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあっては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあっては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、他の事業にあっては、当該事業の内容を具体的に記載してください。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載してください。

なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載してください。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、

開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載してください。また、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載してください。

(ア) 個人からの対価の支払にあっては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号○○会館○号室（会社役員）」というように記載してください。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載してください。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（宮城県支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載してください。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあっせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあっせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあっせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載してください。

⑨ 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載してください。

⑩ 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党（乙支部）」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載してください。

⑪ その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載してください。

⑫ 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部の収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において

署名押印してください。

⑬ 上記①～⑫に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができます。

(2) 支出簿（別紙様式2 P63～P64を参照）

① 支出簿には、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載してください。また、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。

② 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。

なお、金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載してください。

③ 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあっては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあっては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載してください。

④ 全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」〔団体にあっては、「乙製本株式会社（丙支社）〕（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合は「⑥甲党乙支部」〕というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「○○市○○町○丁目1番1号」というように記載してください。

⑤ 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。次の⑥において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

ア 人件費

政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。

イ 光熱水費

電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。

ウ 備品・消耗品費

机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。

エ 事務所費

事務所の借料・損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるものを

いいます。

- ⑥ 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載してください。

ア 組織活動費

当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、涉外費、交際費の類をいいます。

イ 選挙関係費

選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。

ウ 機関紙誌の発行その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費

機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。

(イ) 宣伝事業費

機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。

(ウ) 政治資金パーティー開催事業費

政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。

(エ) その他の事業費

上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいいます。

エ 調査研究費

政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。

オ 寄附・交付金

政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。

カ その他の経費

その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。

- ⑦ 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

- ⑧ 上記①～⑦に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができます。

### (3) 運用簿（別紙様式3 P65を参照）

- ① 運用簿には、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載してください。  
また、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えありません。
- ② 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをい  
います。
- ③ 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普  
通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等〔国  
債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する  
債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とす  
る信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。〕の取得に係る事項及び金融機関の信託  
業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本補てんの  
契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいいます。
- ④ 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券  
等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいいます。
- ⑤ 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた  
金額をいいます。
- ⑥ 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金  
融機関の名称及び所在地並びに預け入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、  
当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1年）」というように記載し、金融機関  
の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、○○市○○町○丁目1番1号」という  
ように記載してください。また、この払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻  
しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月  
日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金（1  
年）」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行（乙支店）、○  
○市○○町○丁目1番1号」というように記載してください。
- ⑦ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏  
名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領  
は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載  
し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、○○市○○町○丁  
目1番1号」、「甲銀行（乙支店）、○○市○○町○丁目1番1号」というように記載してく  
ださい。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先  
の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価額、収入金額及び年月日又は  
償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当  
該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債（10年）」というように記載し、譲  
渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、○○市○○町○丁目1番  
1号」、「甲銀行（乙支店）、○○市○○町○丁目1番1号」というように記載してください。

- ⑧ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、○○市○○町○丁目1番1号」というように記載してください。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「合同運用指定金銭信託（2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、○○市○○町○丁目1番1号」というように記載してください。
- ⑨ 運用簿は、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- ⑩ 上記①～⑨に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載することができます。

## (1) 収入簿 (別紙様式1)

項目	摘要	金額	年月日	備考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
2 の 1 寄附 (政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 小合計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々 2 何々 ⋮ 小合計			
2 の 2 政党匿名寄附	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			

項目	摘要	金額	年月日	備考
(2) 政治資金パーティー開催事業  (政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	1 何々 2 何々 ⋮ 小計			
ア 個人からの対価の支払	(1) 何々 ① 何々 ② 何々 ⋮ 小計			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ⋮ 小計			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何々 ② 何々 ⋮ 小計			
[ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳 ]				
ア 個人によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮ 小計			
イ 法人その他の団体によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮ 小計			
ウ 政治団体によるもの	① 何々 ② 何々 ⋮ (内訳の計)			
	(2) 何々 ⋮ (内訳の計)			
(3) その他の事業	1 何々 2 何々 ⋮ 小合計			

項目	摘要	金額	年月日	備考
4 借入金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る 収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
6 その他の収入	1 何々 2 何々 ⋮ 合計			
収入の総額				

## (2) 支出簿 (別紙様式2)

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計				
(2) 光熱水費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計				
(3) 備品・消耗品費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計				
(4) 事務所費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合総計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計				
(2) 選挙関係費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 小計				
イ 宣伝事業費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 小計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費					
	1 何々々 2 何々々 ⋮ 小計				

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名	備 考
項 目	摘要				
エ その他の事業費					
(4) 調査研究費	1 何々 2 何々 ⋮ 小合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々 2 何々 ⋮ 合計				
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 ⋮ 合算計				
支 出 の 総 額					

(3) 運用簿 (別紙様式3)

運用の目的		預入れ等に 係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に 係る金額等 の金額(b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々 ⋮							
2 国債証券等	1 何々 2 何々 ⋮							
3 金銭信託	1 何々 2 何々 ⋮							

## 〔個人献金に対する課税上の優遇措置〕

個人が政治活動に関して行う寄附は、個人献金を奨励するため、政治資金規正法及び租税特別措置法の定めるところにより、一定の要件に該当するものについて、所得税の優遇措置が受けられます。

優遇措置を受ける場合には、寄附を受けた政治団体が寄附者の氏名及び寄附金額等を「収支報告書」に明記し、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成の上、県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けます。政治団体はこれを寄附者に交付し、寄附者が税務署へ確定申告することになります。

なお、個人献金に対する優遇措置の内容は、次のとおりです。

### 第1 優遇措置の内容

#### 1 寄附金控除の対象

所得税の課税所得金額の計算の際に、生命保険料控除など各種の所得（税額）控除がありますが、その一つとして「寄附金控除」があります。第2で述べる要件に該当する場合には、個人のする政治活動に関する寄附金が「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

#### 2 寄附金控除の計算

##### (1) 所得控除

(①又は②のいずれか少ない方の金額) — (2千円) = 寄附金控除額

- ① その年に支出した特定寄附金の額の合計額
- ② その年の総所得金額等の40%相当額

##### (2) 政党、政治資金団体（以下「政党等」という。）に対する寄附の特例

政治資金規正法第3条第2項に規定する政党及び同法第5条第1項第2号に規定する政治資金団体に対して寄附をした場合については、前記(1)で述べた所得控除に代えて、次の算定方法による税額控除を選択することができます。

税額控除額 = (その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額 (注1))

— 2千円 (注2)) × 30パーセント

(注1) 「その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の100分の40相当額が限度となります。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金の額、認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける認定NPO法人等寄附金の額（以下「特定寄附金等の額」といいます。）がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当

額からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

なお、「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

（注2） その年中に支出した特定寄附金等の額がある場合には、「2千円」は、「2千円からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額」となります。

### 3 確定申告

寄附金控除を受けようとする場合には、確定申告が必要となります。

### 4 その他

寄附金控除の詳細な確認については、最寄の税務署におたずねください。

## 第2 優遇措置を受けられる要件

個人のする政治活動に関する寄附が優遇措置の対象とされるためには、(1)寄附を受けた政治団体や公職の候補者が一定の要件に該当すること及び(2)政治団体や公職の候補者の収支報告書に寄附者の氏名などの寄附の内容が記載され、公開されることが必要です。

### 1 政治団体・公職の候補者の範囲

#### 〔政治団体の範囲〕

次の(1)～(4)までの政治団体に対する寄附が対象となります。

- (1) 政治資金規正法第3条第2項に規定する政党。
- (2) 政治資金規正法第5条第1項第2号に掲げる政治資金団体。
- (3) 政治資金規正法第3条第1項第1号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの。又は、その主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの。（法第5条第1項第1号に掲げる団体を含む。）
- (4) 政治資金規正法第3条第1項第2号に掲げる団体（いわゆる後援団体）で、次に掲げるもの。

- ① 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若しくは長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの。
- ② ①に掲げる公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの。（①に掲げるものを除く。）

なお、(4)の②に掲げる団体にあっては、立候補の届出のあった日の属する年及びその前年中にされた寄附に限られます。また、候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に立候補しなかつた場合には、寄附金控除の対象となりません。

#### 〔公職の候補者の範囲〕

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は指定都市の議会の議員若

しくは長の候補者として、公職選挙法第86条から第86条の4までの規定により届出をし、又は「被推薦書」を届け出された者に対する選挙運動に関してされた寄附が対象となります。

なお、国会議員関係政治団体の2号団体に該当する団体は、優遇措置を受けるためには、国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む）から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付して、国会議員関係政治団体の区分の届出事項等の異動届を都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。詳しくは16ページを参照してください。

## 2 報告義務

適格な政治団体や公職の候補者に対する寄附について、収支報告書に報告され、公開されることが必要です。政治団体の場合には、政治資金規正法第12条又は第17条の規定による報告書に、寄附をした者の氏名、職業、寄附の金額、寄附を受けた年月日を記載することが必要です。

この寄附の内訳の報告は、5万円を超えるものについて義務づけられていますが、この金額以下のものであっても寄附の内訳として報告しなければ対象となりません。公職の候補者の場合は、公職選挙法第189条の規定による選挙運動費用収支報告書に、寄附の内訳として政治団体の場合と同じ事項を記載して報告することが必要です。

なお、これらの規定では、それぞれ報告の期限が定められていますので、その期限内に報告書を提出しなければなりません。

## 3 適用除外

上記の要件に該当する場合であっても次の場合には対象とならないので、注意してください。

### (1) 政治資金規正法の規定に違反するもの。

政治資金規定法では、寄附に関して制限を課しています。

例えば、個人の年間の寄附の総額として、政党及び政治資金団体に対するものは、2,000万円まで、その他の政治団体及び公職の候補者に対するものは、1,000万円までの限度額を設けています。また、政党、政治資金団体以外の政治団体や公職の候補者に対する寄附については、同一の者に対して年間150万円までという個別規制が設けられています。さらに、他人名義や匿名の寄附も禁止されています。

これらの規定に違反するものは、対象から除かれます。

### (2) 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした本人に特別の利益が及ぶと認められる場合（例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対して寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など）には、対象から除かれます。どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

### (3) 自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附（令和8年1月1日から適用）

公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、対象から除かれます。

### 第3 手 続 き

寄附者が「特定寄附金」として寄附金控除を受けるためには、次のような手続きで処理されることになります。

#### 1 寄 附 者

##### (1) 確定申告

寄附者は適格な政治団体、公職の候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行わなければなりません。

##### (2) 添付書類

確定申告の際には、政治団体、公職の候補者等から「寄附金（税額）控除のための書類」の交付を受けて、これを添付することが必要です。

なお、この書類が確定申告に間に合わない場合には、一旦確定申告をし、その後に政治団体、公職の候補者からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出しなければなりません。また、この書類には、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣の確認印が押されており、これで寄附者の手続きは終了となります。

##### (3) 前年分に遡及する場合の手続き

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県の知事又は指定都市の議会の議員若しくは長の公職の候補者又は公職の候補者となる者を推薦、支持することを本来の目的とする政治団体（前記第2の1の(4)の②の団体）に対する寄附は、推薦、支持される者が立候補した年とその前年に行われたものに限り、寄附金控除の対象となります。立候補した年分については通常の手続きによりますが、前年分について遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合には、次のいずれかの手続きをとってください。

###### ① 前年分について確定申告をしている場合

更生の請求を行ってください。

###### ② 前年分について確定申告をしていない場合

期限後の確定申告の手続きをしてください。

これらいづれの場合にも、「寄附金（税額）控除のための書類」を提出することが必要です。

#### 2 政治団体、公職の候補者

適格の政治団体、公職の候補者は、寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことをする必要があります。

##### (1) 収支報告書の提出と「寄附金（税額）控除のための書類」の提出

収支報告書を法定の期限内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を寄附の内訳として、報告書に記載することが必要です。

収支報告書の提出に際しては、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受けることが必要です。（ただし、指定都市の選挙に関するものは、指定都市選挙管理委員会。）

(2) 「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣が収支報告書と照合の上、確認印を押して、提出した政治団体又は公職の候補者に返還します。

その後、すみやかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続きをとれるようにしてください。

(3) 「寄附金（税額）控除のための書類」の作成

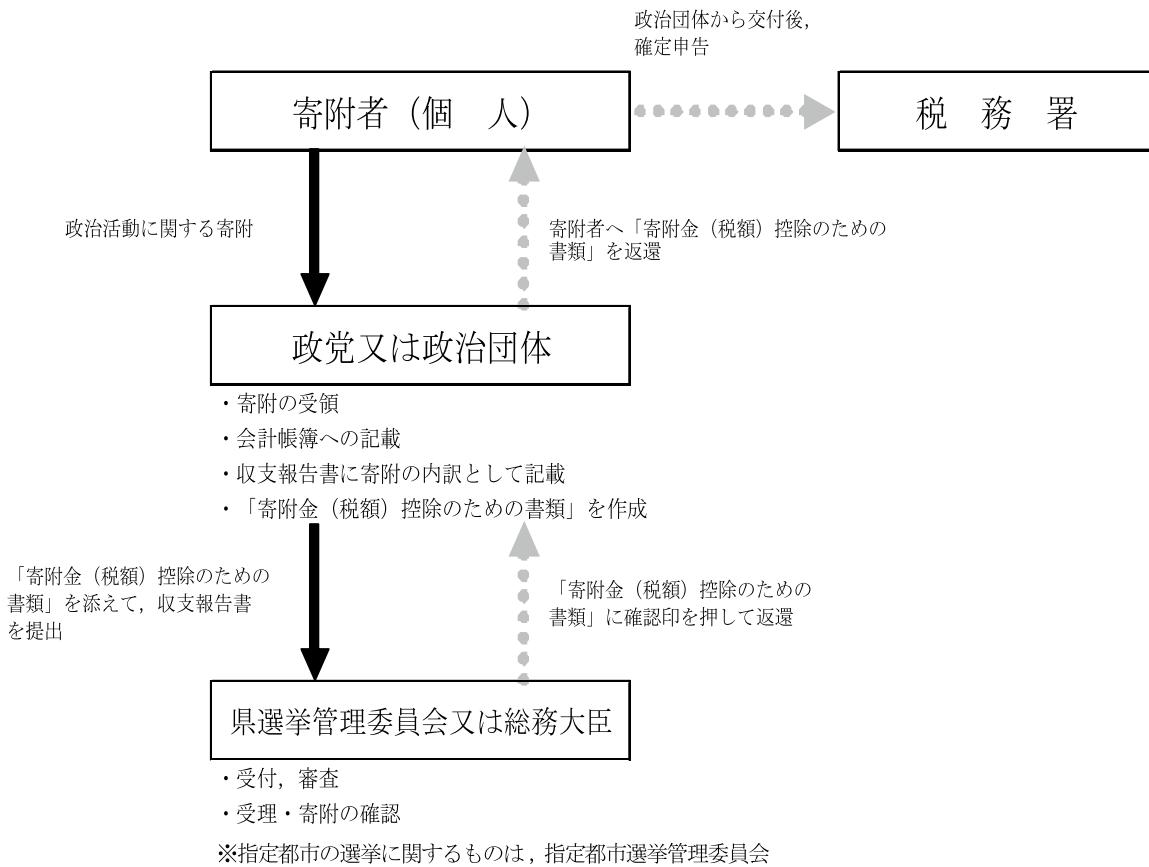
政治団体、公職の候補者は、あらかじめ指定された書式に準じて「寄附金（税額）控除のための書類」を作成してください。

この書式のうち、「寄附を受けた団体」の欄には、その政治団体等の名称、所在地等を印刷しても差し支えありません。

なお、この書類は「領収書の控え」として、領収書を発行するときに同時に作成しておくと便利です。

※ 記載を誤った場合は、改めて書き直してください（訂正印不可）。

### 3 一般的な手続きの流れ



(確認欄)

## 寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附金の額には¥をつけること。)

(寄附を受けた団体)

名称								
所在地								
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18〕 第1項第1号又は第2号				左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18〕 第1項第3号又は第4号			
	1				2			
租税特別措置法第41条の 18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員で ある国会議員の氏名							
租税特別措置法第41条の 18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の 氏名							
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及 び立候補年月日				選挙 令和 年 月 日			

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名							
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及 び立候補年月日				選挙 令和 年 月 日			
住所								

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円
・・・	円	・・・	円	・・・	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄へ記載は不要です。)

《記載例》

※記載を誤った場合は、改めて書き直してください。  
(訂正印不可)

→再交付(朱書き)  
再交付の場  
合のみ  
(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	A野一郎							
住所	宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	2	0	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日 (2回以上のときは、下の内訳に記入)							

(寄附金の額には¥をつけること。)

(寄附を受けた団体)

名称	宮城太郎後援会		
所在地	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号		
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕	
※ 政党的支部は「1」に〇をつけてください。	1	2	
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合 ※ 主義主張の団体	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名 (2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	宮城太郎	選挙 令和●●年7月4日
※ 一般の後援会		宮城県議会議員	

(寄附を受けた個人)

(1) の者が現職の場合は、記載不要です。

公職の候補者 ※ 選挙運動に関する寄附	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
••• 1 • 15	100,000円	• •	円	• •	円
••• 3 • 15	50,000円	• •	円	• •	円
••• 5 • 15	50,000円	• •	円	• •	円
• •	円	• •	円	• •	円
• •	円	• •	円	• •	円

(同一人から数回に分けて寄附を受けた場合には、上段の「※寄附年月日」欄へ記載は不要です。)

# [収支報告書]

## 1 収支報告書の種類（法第12条、第17条）

収支報告書は、政治団体が毎年12月31日現在で締め切り、その年における収支を確定させて、提出する「定例の収支報告書」及び政治団体が解散又はその目的の変更等により政治団体でなくなつた場合に提出する「解散等に伴う収支報告書」に区分されます。

## 2 提出期限

(1) 「定例の収支報告書」は、締め切った日の翌日から3月以内（翌年の3月31日まで（3月31日が、休日の場合、次の平日となります。））に提出しなければなりません。（国会議員関係政治団体の提出期限は、翌年の5月以内（5月31日まで）（5月31日が休日の場合、次の平日となります。）となります。）

なお、この間に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、提出期限が1月延長されます。（国会議員関係政治団体の場合2月延長されます。）

(2) 「解散等に伴う収支報告書」は、解散等をした日から30日以内に「政治団体解散届」と併せて提出しなければなりません。（国会議員関係政治団体の提出期限は、解散等をした日から60日以内です。）

※ 当該報告書と政治団体解散届は、代表者及び会計責任者の記名押印又は署名が必要です。

## 3 提出先

収支報告書の提出先は、12月31日現在で、その団体の主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会となります。全国団体の収支報告書については、当該都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣に提出することとなります。

※当県への提出先については、本手引12ページ「届出先及びお問い合わせ先」を参照してください。

また、国会議員関係政治団体に係る収支報告書、政治資金監査報告書及び確認書について、令和9年1月1日以降は、政治資金の透明性の向上のため、政治資金関係申請・届出オンラインシステムにより、オンライン提出が義務化されます。

## 4 収支報告書の記載事項（法第2条）

政治団体のその年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載してください。

なお、政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあっては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載してください。

## (1) 収 入

### ① 項目別の金額

- ア 個人の負担する党費又は会費
- イ 寄 附
- ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
- エ 借 入 金
- オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
- カ その他の収入

### ② 項目別の明細

ア 個人が負担する党費又は会費（記載例の様式その2参照。以下同じ。）

党費又は会費を納入した者の数（実人数）

イ 寄 附（様式その7～9）

(ア) 寄 附（様式その7）

同一の者からの寄附で、その合計金額が、年間5万円を超えるものについては、寄附者の区分別（個人、法人その他の団体及び政治団体の別）に、次に掲げる明細が必要であり、同一の者からの寄附が数回にわたってなされた場合には、当該寄附ごとに明細を記載してください。また、年間5万円以下のものについても明細を報告して差し支えありません。

a 寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）

b 寄附者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

c 寄附者の職業（団体にあっては、代表者の氏名）

d 寄附を受領した年月日

e 寄附の金額

(イ) 寄附のうち寄附のあっせんによるもの（様式その8）

同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その合計金額が年間5万円を超えるものについては、次に掲げる明細が必要となります。

なお、同一の者が2回以上にわたって寄附のあっせんをした場合には、当該寄附のあっせん行為ごとに明細を記載する必要があります。

a 寄附のあっせんをした者の氏名（団体にあっては、その名称）

b 寄附のあっせんをした者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

c 寄附のあっせんをした者の職業（団体にあっては、代表者の氏名）

d あっせんに係る寄附の金額

e 寄附を集めた期間

f 集めた寄附を提供した年月日

(ウ) 政党匿名寄附（様式その9）

他人名義や匿名による寄附は、原則として禁止されていますが、匿名寄附のうち、政

党又は政治資金団体に対する寄附で、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われ、かつ1件当たりの金額が1,000円以下の寄附については、例外的に匿名であっても寄附が認められており、上記の寄附があった場合には、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに次に掲げる明細が必要となります。

- a 寄附を受けた場所
- b 寄附の金額
- c 寄附の年月日

ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その3及びその10～12）

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その3）

事業の種類（事業の名称等）及び種類ごとの金額

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入（様式その10）

特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものをいいます。

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、それらのパーティーごとに次に掲げる明細が必要となります。

なお、特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載してください。

特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあっては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載してください。

- a 特定パーティーの名称
- b 開催年月日
- c 開催場所
- d 対価に係る収入の金額
- e 対価の支払をした者の数

(ウ) 政治資金パーティーの対価に係る収入（様式その11）

一の政治資金パーティーの対価に係る収入、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含む。様式その12において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円（令和9年以後は5万円）を超えるものについては、政治資金パーティーごとに次に掲げる明細が必要となります。

当該政治資金パーティーについて、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前に

において収受された収入のうち当該対価の支払をした者が支払をしたものがある場合においては、当該対価の支払をした者に係る「備考」欄に前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日を記載してください。また、20万円以下のものについても報告して差し支えありません。

- a 対価の支払をした者の氏名（団体にあっては、その名称）
  - b 対価の支払をした者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）
  - c 対価の支払をした者の職業（団体にあっては、代表者の氏名）
  - d 支払われた対価の金額
  - e 対価の支払をした年月日
- (イ) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの（様式その12）

同一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計額が20万円（令和9年以後は5万円）を超えるものについては、当該政治資金パーティーごとに次に掲げる明細が必要となります。

なお、20万円以下のものについても報告して差し支えありません。

- a 対価の支払のあっせんをした者の氏名（団体にあっては、その名称）
- b 対価の支払のあっせんをした者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）
- c 対価の支払のあっせんをした者の職業（団体にあっては、代表者の氏名）
- d 対価の支払のあっせんに係る金額
- e dを集めた期間
- f 政治団体に提供した年月日

#### エ 借 入 金（様式その4）

借入先の氏名（団体にあっては、その名称）及び借入先ごとの金額。

なお、借り入れた年月日を備考欄に記載してください。

#### オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（様式その5）

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入について、当該政治団体に交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに供与を受けた金額及び供与を受けた年月日を「該当」欄に記載してください。

#### カ その他の収入（様式その6）

1件当たりの金額（数回にわたってされた場合には、その合計金額）が10万円以上のものにあっては、収入の基団となった事実、その金額及び収入年月日。

なお、同一の収入の基団に基づき数回にわたって納入した場合にあっては、納入年月日順にそれぞれ記載してください。

### (2) 支 出

#### ① 項目別の金額（様式その13）

ア 経常経費

人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の区分ごとの総額。

イ 政治活動費

組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費（機関紙誌の発行事業費、宣伝事業費、政治資金パーティー開催事業費及びその他の事業費の別）、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費の区分ごとの総額。

※なお、支出先が当該政治団体の本部又は支部となっているものについては、項目ごとにその額を「備考（本部又は支部に対して供与した交付金）」欄に併せて記載してください。

② 経常経費の明細（様式その14）

経常経費については、資金管理団体は、人件費を除く経費の区分ごとに、1件あたり（支払いが数回にわたるときは合計額が）5万円以上の支払いについて、次に掲げる明細の記載が必要となります。

注意：国会議員関係政治団体については、人件費を除く経費区分ごとに、1件あたり1万円超の次に掲げる明細の記載が必要となります。

ア 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）

イ 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

ウ 支出の目的

エ 支出をした金額（数回にわたってされた場合はその合計金額を記載し、備考欄に今回の支出年月日、金額を記載する。）

オ 支出をした年月日（数回にわたってされた場合は最終支出年月日を記載する。）

③ 政治活動費の明細（様式その15）

政治活動費については、経費の区分ごとに、1件あたりの金額（数回にわたってされた場合には、その合計金額）が5万円以上の支払について、次に掲げる明細の記載が必要となります。

注意：国会議員関係政治団体については、経費区分ごとに、1件あたり1万円超の次に掲げる明細の記載が必要となります。

ア 支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）

イ 支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）

ウ 支出の目的

エ 支出をした金額（数回にわたってされた場合はその合計金額を記載し、備考欄に今回の支出年月日、金額を記載する。）

オ 支出をした年月日（数回にわたってされた場合は最終支出年月日を記載する。）

④ 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その16）

当該政治団体の本部又は支部に対して供与した支出〔様式その13の「備考（本部又は支部に対して供与した交付金）」欄に記載されているもの〕について、様式（その13）に掲げ

る分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに供与した金額及び供与した年月日を該当欄に記載してください。

### (3) 資産等

#### ① 項目（様式その17）

政治団体（特定パーティー開催団体を除く。）が毎年12月31日において有する資産等について、次に掲げる項目ごとにその有無を記載してください。

ア 土地

イ 建物

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

エ 取得の価額が100万円を超える動産

オ 預金又は貯金（普通預金、当座預金、普通貯金を除く。）

カ 金銭信託

キ 証券取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券

ク 出資による権利

ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金

コ 支払われた全額が100万円を超える敷金

サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利

シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金

#### ② 項目別の明細（様式その18）

ア 12月31日において有する資産等の内訳は、項目別に分類した上で、次に掲げる所要事項を記載し、それぞれ別葉としてください。

（ア）土地

所在、面積、取得の価額及び取得年月日。

（イ）建物

所在、床面積、取得の価額及び取得年月日。

（ウ）建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

当該権利に係る土地の所在、面積、権利の取得の価格及び取得年月日。

（エ）動産

取得の価額が100万円を超える動産について、品目、数量、取得の価額、取得年月日。

（オ）預金又は貯金

残高。

（カ）金銭信託

信託している金銭の額及び信託の設定年月日。

（キ）有価証券

証券取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券について、種類、銘柄、数量、

取得の価額及び取得年月日。

(ク) 出資による権利

出資先、出資先ごとの金額及び出資年月日。

(ケ) 貸付金

貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金について、貸付先及び貸付先ごとの残高。

(コ) 敷金

支払われた全額が100万円を超える敷金について、支払先、敷金の額及び支払年月日。

(メ) 施設の利用に関する権利

取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について、種類、対象となる施設の名称、取得の価額及び取得年月日。

(シ) 借入金

借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、借入先及び借入先ごとの残高。

③ 不動産の利用の現況（様式その19）

12月31日において資金管理団体に指定されている場合は、同日において有する資産等のうち不動産の利用の現況について、項目別に分類して記載し、それぞれ別葉としてください。

ア 土 地

イ 建 物

ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

## 5 収支報告書提出の際の添付書類

添付書類は、次のとおりとなります。

(1) 宣誓書（法第29条）（様式その20）

収支報告書を政治資金規正法に従って作成し、その記載が真実に相違ないことを会計責任者が誓うものです。

(2) 領収書等の写し（法第12条）

領収書等（支出目的、金額及び年月日の記載があるもの）の写しは、政治活動費として区分される経費で1件あたり（支払いが数回にわたるときは合計額が）5万円以上の支出について項目別及び費目別に区分した上で提出することになります。

また、資金管理団体は人件費を除く経常経費及び政治活動費として1件あたり5万円以上の支出について項目別及び費目別に区分した上で提出することになります。

注意：国会議員関係政治団体は、人件費を除く全ての支出のうち1件あたり1万円超の支出について領収書等の写しを提出することになります。

なお、領収書等を微し難い事情があった場合には、領収書等の写しに代わるべきものとして、その旨を記載した書面（第15号様式）を提出しなければなりません。また、口座振込による金融機関が発行した振込明細書等の写しを領収書等の写しとして添付する場合は、「振込明細書

に係る支出目的書」（第16号様式）を「支出の目的」ごとに記載し、振込明細書の写しと併せて提出しなければなりません。

ただし、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができるので、「振込明細書に係る支出目的書」の提出は不要となります。

なお、領収書等又は振込明細書の写しは、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写し該当収支報告書の記載順のとおり、並べて提出してください。

#### (3) 監査意見書（法第14条）

監査意見書は、政党の本部又は政治資金団体が提出するものとされており、政党の支部及びその他の政治団体は、提出する必要はありません。

#### (4) 政治資金監査報告書（法第19条の14）

国会議員関係政治団体は、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録し、同委員会が主催した研修を修了した政治資金監査人による監査を受け、その結果作成される政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

#### (5) 確認書（法第19条の14の2）

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、国会議員関係政治団体の代表者からの確認を受け、交付される確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

### 6 公職の候補者等の選挙運動費用

公職の候補者等の選挙運動に関しては、出納責任者（公職の候補者が、その選挙運動に関する収入及び支出の責任者として選任した者）が公選法に基づき「選挙運動費用収支報告書」に記載し、当該選挙を管理する選挙管理委員会に提出するものです。

従って、政治資金規正法に基づく収支報告書には記載する必要はありません。

### 7 収支報告書の閲覧・写しの交付

政治団体から提出された収支報告書は、県団体は「県選挙管理委員会」が、全国団体は「総務大臣」がその要旨について公表すると定めています。

この規定により、県団体は「宮城県公報」に、全国団体は「官報」にそれぞれ収支報告書の要旨を告示する方法、又は、インターネットの利用その他の適切な方法によって一般に公表されます。

なお、収支報告書は、その要旨を公表した日から3年間保存され、この期間中は、誰でも提出された収支報告書を閲覧又は写しの交付請求ができます。

ただし、収支報告書が提出されていても、この要旨が公表されない間は、閲覧又は写しの交付請求はできません。また、閲覧場所は、当該政治団体の主たる活動区域により、県団体は県選挙管理委員会、全国団体は総務省選挙部政治資金課となります。

閲覧は、所定の場所で行われており、閲覧者が自由にメモを取ることも制限はありません。

## 8 政治団体の区分による収支報告書の明細の記載等について

政治団体の区分による収支報告書の明細の記載、領収書等の写しの添付及び提出期限については下記のとおりです。

区分 支出の項目	国会議員関係 政治団体	資金管理団体 (国会議員関係政治団体 以外)	その他の政治団体 (国会議員関係政治団体 及び資金管理団体以外)
経常経費			
入件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の事業費			
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上
提出期限	翌年の5月31日まで	翌年の3月31日まで	翌年の3月31日まで
解散の場合	解散した日から60日以内	解散した日から30日以内	解散した日から30日以内

※「×」は記載・添付不要を表します。

※ 領収書等の写し及び振込明細書の写しは、複写機により複写したものに限られます。